

NPO法人マンション管理者協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人マンション管理者協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区西天満三丁目14番16号に置く。

2 この法人は、従たる事務所を東京都千代田区神田小川町三丁目28番地7昇龍館ビル302に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、不特定多数の市民に対して、マンションの購入、管理運営、維持、保全、再生、活用に関する相談に応じ、適切な助言、援助、情報の交換及び広報活動を行う等、マンションにおける良好な居住環境を確保するための事業を行い、もって住みよいまちづくりの創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下法という）

第2条別表

- ・第 2号（社会教育の推進を図る活動）
- ・第 3号（まちづくりの推進を図る活動）を行う。

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため特定非営利活動にかかる次の事業を行う。

- (1) マンション管理運営等に関するセミナー事業
- (2) マンション管理運営等に関する個別相談事業
- (3) マンション管理組合管理者等の研修、育成事業
- (4) マンションに関する調査、研究、情報の収集及び情報提供事業
- (5) 会報及び出版物の発行事業
- (6) マンション管理士及びマンションに関わる資格者の育成、研修事業

- (6) マンション管理士及びマンションに関わる資格者の育成、研修事業
- (7) マンション建替え等に関する事業
- (8) マンション管理運営等に関する第三者管理業
- (9) マンション管理運営業務に関する理事長代行業
- (10) WEBサイトの運用及び管理業
- (11) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって法における社員とする。

- (1) 正会員
この法人の趣旨に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員
この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員
この法人に功労があった者で、理事会において推薦された個人又は団体。
- (4) 研修会員
この法人の事業の研修を目的にした個人又は団体。

(入 会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表理事に提出して入会を申請しなければならない。代表理事は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

- 2 代表理事は、正会員の申込については、入会を認めない場合は、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 名誉会員及び研修会員は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となる。

(入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会員は、次条により除名された場合その他、次の事由により資格を喪失する。
 - (1) 団体の解散又は個人の死亡。
 - (2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもこれに応じず、理事会において支払い意思がないと認定した者。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に
弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 1名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで延長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認められるとき。

(3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第4章 顧 問

(顧問)

第19条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事からの諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総 会

(総会の構成)

第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
- 3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して開催の請求があつたとき。
- (3) 監事が第14条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、すくなくとも10日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会においては、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席し

- た正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。
 - 3 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

(総会における書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(会議の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記すること。）
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中から選任された議事録署名人2人が記名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置くものとする。

第6章 理事会

(理事会の構成と権能)

- 第29条 理事会は、理事をもって構成する。
- 2 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (2) 総会に付議すべき事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

- 第30条 理事会は、代表理事が必要と認めたときに、代表理事が招集する。
- 2 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請

求があったとき、代表理事は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

- 3 代表理事が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、理事に対し、文書をもって通知しなければならない。但し、全理事の出席と同意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。但し、代表理事に支障があるときは、副代表理事又は代表理事が指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事総数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品及び助成金
- (3) 入会金及び会費
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 財産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第33条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第34条 この法人の事業計画及び活動予算は、総会で決定する。

- 2 活動決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、

構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 35 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 36 条 この定款を変更するときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第 37 条 この法人は、法令の規定による場合に解散する。この場合、総会の決議によるときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て解散する。

(残余財産の処分)

第 38 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうちから、総会でその帰属先を定めるものとする。

第 9 章 事務局

第 39 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は代表理事が任免する。
- 4 理事は職員を兼職することができる。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

第 40 条 事務局は事務所において、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。

- 2 事務局は毎事業年度初めの 3 か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、法令の定める期間、事務所に備え置かなければならない。
 - (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書

- (2) 役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
- (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
- (4) 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（ 関 覧 ）

第41条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第10章 雑 則

（ 公 告 ）

第42条 この法人の公告は主たる事務所に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイトの法人入力情報欄に掲載して行う。

（ 委 任 ）

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。